

**次期「広島県 教育に関する大綱」(素案)に係る
パブリックコメント(県民意見募集)の結果について**

令和8年7月10日

1 募集期間

令和8年4月20日～令和8年5月19日

2 意見の件数

196件(74人・0団体)

3 御意見と県としての考え

項番	意見の内容	県の考え方・対応方針
1	教育は、「社会で活躍する人材の育成」を目標とするのではなく、「人格形成」を目標とすべきである。	教育の目的につきましては、教育基本法に「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定されています。 また、教育振興基本計画には、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」が、基本的な方針として示されています。 教育基本法や教育振興基本計画が示す目的を踏まえ、子供たち一人一人が、自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会の様々な変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていく力を育成し、様々な分野や地域で活躍する多様な人材の育成を図ってまいります。

項番	意見の内容	県の考え方・対応方針
2	<p>教育の目標は、特定の産業の人材供給ではなく、あらゆる変化に対応できる汎用的な資質・能力の育成である。また、共生社会の前提である「他の人への配慮」を育む教育が重要である。</p>	<p>将来の予測が困難な時代において、持続可能な社会を維持・発展させるためには、子供たち一人一人が自分のよさや可能性を認識し、多様な人々を尊重し、協力しながら社会の様々な変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育成することが求められています。</p> <p>社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むキャリア教育を一層推進していくとともに、子供たち一人一人が、互いに多様な個性を尊重し、相手の立場に立って考え行動できるよう、学校教育活動全体を通じた教育の充実を図ってまいります。</p>
3	<p>子どもの権利条約や障害者権利条約を踏まえ、すべての子供・若者の権利、尊厳、幸福、ウェルビーイングを教育の基盤に据え、子供自身の声と参加を尊重し、学校内外の多様な学びと育ちを保障する旨を明記してほしい。</p>	<p>教育振興基本計画では、将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことや、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められており、これを踏まえ、本大綱においても、「6 本県教育の基本理念・目指す姿」において、同様の趣旨を記載しています。</p>
4	<p>子供たちが自らと社会との繋がりを主体的に見出す機会として、広島ならではの豊かな自然や歴史・産業に触れる学習を積極的に取り入れてほしい。</p>	<p>今後5年間で特に注力する視点として、「リアルな体験の充実とデジタルの効果的な活用による学びの充実」を掲げているところです。</p> <p>地域・産業界や社会教育施設等と連携し、自然体験、伝統文化体験、職場体験活動・インターシップなどリアルな体験機会の充実に取り組んでまいります。</p>
5	<p>日本の文化・伝統等を学べる機会を学校で取り入れてほしい。</p>	<p>学校における人権教育につきましては、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていくことが重要です。児童生徒の発達段階に合わせて、学習指導要領に基づき、道徳をはじめ、各教科等における学習を通じて、適切に指導しているところです。</p> <p>引き続き、各学校が児童生徒の人権尊重の精神を育む人権教育を充実させることができるよう、取り組んでまいります。</p>
6	<p>外国人児童生徒を地域社会を共につくる市民として位置づけ、権利を持つ子供として扱う必要があるとともに、日本語指導だけではなく、母語・継承語の尊重、多言語による情報提供、保護者への通訳・相談体制、差別や排外主義を防ぐ人権教育を進めてほしい。</p>	<p>学校における人権教育につきましては、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていくことが重要です。児童生徒の発達段階に合わせて、学習指導要領に基づき、道徳をはじめ、各教科等における学習を通じて、適切に指導しているところです。</p> <p>引き続き、各学校が児童生徒の人権尊重の精神を育む人権教育を充実させることができるよう、取り組んでまいります。</p>

項番	意見の内容	県の考え方・対応方針
7	現代社会や環境の変化等、時代の流れを汲んで教育施策を進めてほしい。	施策の推進にあたりましては、社会情勢の変化等を踏まえて適宜見直しを行い、取組を推進してまいります。
8	子どもの権利条約及びこども基本法に定める「意見表明権」に基づき、子供や若者が教育政策の策定・評価プロセスに主体的に参加する仕組みを構築し、大綱に明記してほしい。	子供等の意見を聞く手法につきましては、こども基本法を踏まえ、それぞれの施策内容等に応じて対応してまいります。
9	「かき養殖やレモン栽培等を含む多彩な農林水産業」という記載は、2分野に限定して人材育成を進めるように見え、あまりに取ってつけたような印象がある。	「6 本県教育の基本理念・目指す姿」においては、「様々な分野で地域や広島、日本の成長・発展を担うことのできる人材」等、多様で厚みのある人材の育成を掲げています。例えば、かき養殖やレモン栽培等を含む多彩な農林水産業については、本県が有する多様な産業の例示として記載しています。これら特定の分野に限らず、多様で厚みのある人材を育成してまいります。
10	横文字が多すぎる。誰もが興味を持って読むことができるわかりやすい内容にしてほしい。	専門的な用語が使用されている部分もあるため、県民の皆様にスムーズに理解して頂けるように、巻末に「用語解説」を掲載しています。
11	現場での施策の具体的な実行方法及び成果の測定について、県民へわかりやすく提示してほしい。	本大綱に掲げる基本的な方針・方向性に基づき、教育委員会が取り組む施策につきましては、今後、策定する「「広島県 教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針」において整理し、県民の皆様にお示しする予定です。また、この「実施方針」に基づき、取組の進捗状況を毎年点検・評価、公表していくこととしております。
12	乳幼児の教育・保育の質を向上させるため、愛着形成や心のケアなど質の高い教育を提供するとともに、現場の負担にならないような県政サポートの強化をしてほしい。	乳幼児期における教育・保育につきましては、生涯にわたる人格形成と小学校以降の教育の基盤を築くために極めて重要であり、園・所等の実態に応じて、子供たち一人一人と向き合い、乳幼児期に育みたい5つの力の育成に向けた教育・保育の充実が図れるよう支援してまいります。

項番	意見の内容	県の考え方・対応方針
13	<p>小学校入学後の不適応や不登校を予防する観点から、特に「架け橋期（年長から小学1年生）」への支援を充実してほしい。また、園から小学校への「申し送り」については、担任や担当者個人の主観に左右されにくい仕組みを整備していただきたい。</p>	<p>幼児教育と小学校教育を円滑に接続し、小学校に入学した子供が、安心して学校生活に馴染めるよう、いわゆる「架け橋期」における連携・協働の充実を図っているところです。</p> <p>特に、幼保小連携協議会の定期的な開催や、合同研修会の開催など相互理解に関する取組を進めており、引き続き、研修等を通じて、幼保小の円滑な接続に取り組んでまいります。</p>
14	<p>家庭教育支援においては、子育て中の保護者が孤立しないよう、福祉・医療・地域団体が連携した支援体制を構築してほしい。また、保護者が相談しやすい日時や場所を工夫して提供してほしい。</p>	<p>家庭教育支援については、子供の成長段階に応じて変化する悩みや発育に関する保護者の不安を和らげ、安心して子育てができるよう、保護者同士のつながりを深めるプログラムの開発・実施、福祉部局との連携による親子参加型行事の開催など、子育て中の保護者を対象とした事業の充実に取り組んでまいります。</p>
15	<p>「知・徳・体」のバランスを重視し、子供の資質・能力育成だけでなく、子供一人一人の幸せと自己肯定感を育む教育を推進する必要がある。</p>	<p>「生きる力」として必要な資質・能力である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育むとともに、「授業において、児童生徒が「自分も一人の人間として大切にされている」と感じ、自分を肯定的に捉える自己肯定感や、認められたという自己有用感を育むよう、取り組んでまいります。</p>
16	<p>距離や場所にかかわらず質の高いデジタル学習ができるよう、情報セキュリティ強化を含め環境整備を行う必要がある。また、デジタルの活用にあたっては、教員の指導力向上も図ってほしい。</p>	<p>一人1台端末等のデジタル学習基盤をはじめ、距離や場所、時間の制約を克服するデジタル機器等を活用できる環境整備に取り組んでおります。</p> <p>引き続き、一人1台端末等のデジタル学習基盤を効果的に活用できるよう、情報セキュリティを含めた環境整備に取り組むとともに、教員の指導力向上に取り組んでまいります。</p>
17	<p>子供たちの発達段階や特性に応じて、アナログな学習方法も重要であることから、デジタルとアナログ双方の利点を生かした教育環境を整備する必要がある。</p>	<p>自然体験、伝統文化体験、職場体験活動・インターンシップなどリアルな体験機会を充実させていくとともに、その体験を支えるデジタル機器の日常的な活用による学校教育の質の向上を図ってまいります。</p>

項番	意見の内容	県の考え方・対応方針
18	<p>「グローバル人材育成」に留まらず、広島県の被爆地としての使命に基づき、世界平和の実現と平和教育を一層充実させる必要がある。</p>	<p>広島県の将来を担う若い世代が、国際平和の実現に貢献できるよう、平和教育を推進することは重要であると認識しており、学習指導要領に基づき、社会科、特別活動等において、児童生徒や地域の実情に応じて、取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、被爆者の体験や平和への思いが継承され、平和を希求する児童生徒の育成が図られるよう、取り組んでまいります。</p>
19	<p>「リアルな体験の充実」に、地域・産業界との連携による「課題解決型の実践学習」をより明確に位置付けてほしい。</p>	<p>今後5年間で特に注力する視点として掲げている「リアルな体験の充実とデジタルの効果的な活用による学びの充実」の一つである「3 キャリア教育の推進」において、「地域・産業界と連携・協働した体験的・実践的な教育活動をより一層充実させる必要がある」と記載しており、広島県ならではのキャリア教育の充実に取り組んでまいります。</p>
20	<p>基礎基本の学力を身に付けるために、学級編制規模を15人～20人規模にするなど、少人数指導を行ってほしい。</p>	<p>小中学校などの学級編制につきましては公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律などを基本として定めており、現在、国の計画に基づき、中学校の35人学級を学年進行で段階的に進めております。</p> <p>少人数学級の更なる拡大は、国の責任において全国一律に実施されるべきと考えており、引き続き、35人学級の拡充につきまして、全国都道府県教育長協議会などを通じて、国に要望してまいります。</p>
21	<p>一部の学校にだけ集中的に投資するのではなく、県内全ての学校に投資してほしい。</p>	<p>県立学校の予算につきましては、学校の規模や施設環境、実施する教育内容などを踏まえて、配分しているところあり、引き続き、適切に対応してまいります。</p>

項番	意見の内容	県の考え方・対応方針
22	<p>キャリア教育においては、「広島ならではの」という表現の教育的意義や、技術の価値や現場を支える人材の誇りを育てる視点を明確にしてほしい。</p>	<p>「広島ならではのキャリア教育」につきましては、広島の地域、自然、文化、産業などに触れながら、多様な人々との対話及び協働等を通じて、子供たち一人一人の興味、関心から学びを深め、広島への愛着や誇りを育み、将来の自己の生き方や在り方を考え、社会的・職業的自立に必要な力を育てていくことを考えております。</p> <p>これまでの学びの変革での実践の蓄積を生かし、広島の多彩で魅力的な地域資源と、これらに関わる人々の営みを知ることを通じて、広島への愛着と誇りを育むとともに、変化の激しいこれからの社会を生き抜く力を育ていけるよう、取り組んでまいります。</p>
23	<p>専門学校への進学や就職指導の魅力を高める取組を強化してほしい。</p>	<p>生徒一人一人の多様な個性やニーズ、興味・関心に応じた学びを生かした自己実現を支え、生徒の可能性を広げ能力を伸ばすという観点で、高等学校教育改革を推進しており、生徒が、将来の社会の変化も見据え、自らの生き方を考え、主体的に選択することができるよう、進路指導の充実を図ってまいります。</p>
24	<p>キャリア教育において、単なる体験的な活動の拡充や産業の担い手育成に留まらず、子供・若者の資質・能力育成と多様な選択を尊重する視点を取り入れてほしい。</p>	<p>キャリア教育につきましては、児童生徒が、地域の中で学ぶことを通じて、地域社会への理解を深め、自分の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的に自立するための力を身に付けることが重要であると考えています。</p> <p>引き続き、児童生徒それぞれの多様な個性やニーズ、興味・関心に応じた学びを生かした自己実現を支える取組を進めてまいります。</p>
25	<p>共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育について記載してほしい。併せて、インクルーシブ教育の実践を進めるにあたっては、教職員の専門性の向上等に取り組んでほしい。</p>	<p>幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、個々の教育的ニーズに応じて、多様で柔軟な学びの場を整備することが重要であると考えています。こうした考えのもと、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上などに取り組み、障害のある子供も障害のない子供も共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、取り組んでまいります。</p>

項番	意見の内容	県の考え方・対応方針
26	<p>特別支援教育においては、本人と保護者の意思、安心、尊厳、関係性を中心に据え、子供が自己決定し、多様な学びの選択肢を保障する必要がある。本人・保護者の意向を尊重し、合理的な配慮について協議・合意形成を行う体制を構築し、切れ目のない支援体制を充実させてほしい。</p>	<p>学びの場の決定にあたっては、幼児児童生徒や保護者へ十分な情報を提供し、幼児児童生徒にとって最良の選択ができるよう十分に議論し、合意形成を図ることは、大変重要であると考えています。</p> <p>合理的配慮につきましては、体制面、財政面も踏まえつつ、本人、保護者と可能な限り合意形成を図りながら環境整備に努め、適正に実施されるよう、取り組んでまいります。</p>
27	<p>特別支援教育においては、個性を尊重し共生社会の形成を目指し、地域校や居住地とのつながりを意識した、共同学習等の教育活動を充実させるほか、生徒のキャリア発達を促す教育活動を強化する必要がある。</p>	<p>特別支援教育は、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共に認め合い、支え合い、誇りをもって生きられる共生社会の実現の基礎となるものです。</p> <p>そのため、特別支援学校における交流及び共同学習の計画的な実施や、各地域の実情に応じた地域協働の取組の更なる充実に向けてまいります。</p> <p>また、これらの取組を通じて、他者と協働して課題を解決する力や社会の一員としての自覚を養うことでキャリア発達を促すとともに、他の自治体の先進的事例等も参考にした教育内容の充実に努め、幼児児童生徒の自立や社会参加につなげてまいります。</p>
28	<p>「困難さが生じる要因」「指導上の工夫の意図」「手立て」が個別の指導計画などに記載され、引き継がれていくことを期待する。</p>	<p>個別の教育支援計画及び個別の指導計画につきましては、障害のある幼児児童生徒に対する一貫した指導・支援を行うために、その作成及び活用を推進しているところです。</p> <p>引き続き、個別の計画等の具体的な作成、活用方法及び内容の引継ぎ等について、小・中・高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会において周知するなど、切れ目のない支援体制の整備を進めてまいります。</p>

項番	意見の内容	県の考え方・対応方針
29	<p>学習や発達に困難を抱える子供に対し、早期段階で、専門的な視点から特性や困ったことを把握し、必要な支援に繋がる切れ目ない支援体制を強化する必要がある。</p>	<p>早期から学習や発達に困難を抱える子供を支援につなげる取組として、専門家を活用した支援に係る研修のほか、園・所等や小・中学校等を対象とした個別の教育支援計画等を活用した連携・接続についての理解を促す研修を実施してきたところです。また、県立特別支援学校では、園・所等や小・中学校等において、必要な教育相談・支援を実施できるよう、地域の特別支援教育のセンターとして必要に応じた支援に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、早期からの一貫した教育支援を実施できるよう、園・所等や小・中学校等の支援に取り組んでまいります。</p>
30	<p>不登校児童生徒の支援に当たっては、個々の状況に合わせたきめ細やかな支援や、学校内外の多様な学びの場の充実など、安心して居場所の確保する取組を強化してほしい。</p>	<p>長期欠席や不登校の要因が多様化・複雑化する中、児童生徒一人一人の特性や背景を踏まえた安心できる居場所の確保に努めているところです。スペシャルサポートルーム等を利用する児童生徒への支援に取り組むとともに、学校以外の機関による支援として、県教育支援センター（SCHOOL“S”）での来室・オンラインによる支援に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、不登校等児童生徒にとって安全で、安心して生活したり、学んだりできる居場所の充実を図り、学校・社会とのつながりを保てるよう取り組んでまいります。</p>
31	<p>多様な子供たちの個性を尊重し、地域と連携して安心して学べる環境を構築してほしい。</p>	<p>多様な個性や特性、背景を有する子供たちを誰一人取り残さない視点から、全ての子供たちが主体的に学ぶ機会を提供し、一人一人の意欲を高めることが求められているところです。</p> <p>引き続き、学校内外で多様な学びの場を確保し、学校、地域、関係機関との連携により、子供たちの学びを切れ目なく支える体制を整備してまいります。</p>

項番	意見の内容	県の考え方・対応方針
32	誰もが安心して学べることを保障し目指していくことを明らかにするためにも、「学びのセーフティネット」という記載は残すべきである。	学習のつまずきに対応した学習支援や教育費負担の軽減、不登校等児童生徒への支援、外国人児童生徒に対する日本語指導の充実等を「学びのセーフティネット」として取り組んでおりますが、これらの施策を含め、誰もが安心して学ぶことを目指していくことをより明らかにするため、特に注力する取組を踏まえた主な施策項目として、「誰もが安心して学習できる環境づくり」を掲げ、記載を変更しております。
33	いじめへの対応についても、大綱に記載してほしい。	「学校において安全かつ安心して学ぶことができるよう、全ての教職員が、児童生徒の人権を尊重し、児童生徒が「一人の人間として大切にされている」と実感できる学校づくりに取り組む。また、「広島県いじめ防止基本方針」を踏まえ、学校内のいじめ防止委員会の機能化など、組織的な生徒指導を行い、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応につなげる」ことを「誰もが安心して学習できる環境づくり (3)学校における安全・安心の確保」に記載します。
34	教員と生徒の信頼関係を構築し、子供たちが安全・安心に通える学校にしてほしい。	安全・安心な風土の醸成を図るためには、教職員と児童生徒の信頼関係を築くことが大切であると認識しております。 人間的な触れ合いを基盤とした教職員と児童生徒との信頼関係を構築し、広く深い児童生徒理解のもと、「学校が児童生徒にとって安全で安心できる場所」となるための取組を進めてまいります。
35	子供たちの多動などについて、色々な問題が考えられるが添加物などが影響している事もあるため、栄養学などの学びを深める機会があれば良い。	心の健康、食に関する指導、体力向上に関する指導など、学校教育活動全体を通じて、児童生徒の心身の健康の増進と体力の向上を図ってまいります。

項番	意見の内容	県の考え方・対応方針
36	教育活動の基盤である生徒指導の目的を明確にし、児童生徒の成長と発達を支える具体的な指導方法と環境整備を推進してほしい。	生徒指導においては、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦することや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性を実感できることが大切であると認識しており、各市町や学校をはじめ、関係機関と連携しながら、県全域で取組を推進してまいります。
37	児童生徒の学びを支えるためにも、教員の負担軽減について明記し、現場の教職員の働き方や現状を考慮して、引き続き、働き方改革を推進してほしい。	全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮できるよう、子供たち一人一人と向き合うことができる環境を構築していくためにも、令和8年2月に改定した「学校における働き方改革取組方針」に基づく取組を、学校と教育委員会が一体となって着実に進めてまいります。
38	教員が子供と向き合う時間が確保できるよう、不要な業務の削減や会議・調査の廃止など、働き方改革を進めるとともに、新規施策を打つ際には、既存の施策を廃止してほしい。	令和8年2月に改定した「学校における働き方改革取組方針」に基づき、 ・教員の業務量の適正化 ・教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備 ・教員の健康及び福祉の確保に関する取組
39	業務の民間委託やスクール・サポート・スタッフの増員など、教員以外ができる業務を見直し、教員の負担軽減を徹底すべきである。	の3つの視点により、調査・統計等の在り方の検討や教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフの配置などの取組を着実に推進してまいります。
40	教員の負担軽減を図るためには、教職員の配置など働きやすい環境づくりが必要である。	

項番	意見の内容	県の考え方・対応方針
41	<p>学校における子供の安全・安心を確保するため、教員による性犯罪や暴行を起こさないよう、防犯カメラの設置、男女別の更衣室の整備、過去の犯罪歴の徹底的な調査など、再発防止策を強化する必要がある。</p>	<p>学校が児童生徒にとって安全・安心な場であること、そして教職員が児童生徒や保護者から信頼されることは、学校教育において、基本的かつ最も大切なことであると認識しており、こうした認識のもと、不祥事防止に向け、県教育委員会と市町教育委員会、学校が一体となって取り組んでいるところです。</p> <p>また、令和8年12月からこども性暴力防止法が施行され、採用時に犯罪事実の確認を行うとともに、全ての現職教員についても犯罪事実の確認を行うこととしております。</p> <p>全ての教育関係者が力を合わせて、引き続き、規範意識の向上や、相談しやすい職場づくりを推進するなど、あらゆる手段を講じ、教職員による不祥事の根絶に全力で取り組んでまいります。</p>
42	<p>高等学校教育改革においては、広島県の高校で学んでよかったと感じられるよう、社会の変化や地域の実情、さらには一人一人の多様なニーズに応じた学校づくりを進める必要がある。</p>	<p>今後の社会の変化や地域の実情、一人一人の多様なニーズに応じた学校づくりを進める必要があることから、令和8年5月に「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」を策定したところです。</p> <p>今後、この実施計画に基づく取組を進め、県立高等学校の特色化・魅力化を図ってまいります。</p>
43	<p>受検生や教職員の負担軽減のために、高等学校入学者選抜の在り方を見直してほしい。</p>	<p>高等学校入学者選抜につきましては、引き続き、実施状況と成果と課題を検証しながら、各学校の特色に応じた入学者選抜をより効果的に実施できるよう、必要な見直しを行ってまいります。</p>

項番	意見の内容	県の考え方・対応方針
44	<p>学校施設において、老朽化対策の推進や不衛生な場所の改善、体育館へのエアコン設置など、子供たちが安心して明るい気持ちで学べる環境を整備する必要がある。</p>	<p>市町立学校の施設の老朽化対策等及び体育館の空調整備につきましては、設置者である各市町において、施設の状態等に応じて進められるものであることから、各市町に対し、国の有利な財源を活用した整備を働きかけるとともに、国に対して、十分な予算措置等を行うよう要望してまいります。</p> <p>また、県立学校の施設の老朽化対策等につきましては、児童生徒等の安全確保を最優先に、施設設備の整備を進めているところです。</p> <p>なお、体育館の空調整備につきましては、児童生徒の健康面で特段の配慮を必要とする特別支援学校の整備を進めるとともに、引き続き、国に対して、高等学校も国庫補助対象とするよう要望するなど、安全・安心な教育環境の確保に取り組んでまいります。</p>
45	<p>大学入試において性別を理由に特別な枠を設置するなど、教育における性差別をなくしてほしい。</p>	<p>教育における公平性確保は重要と認識しております。</p> <p>こうした中、県内大学においては、特に理工系学部における性別の偏りを是正し、教育・研究環境の多様性確保を目的として女子枠等が設けられている場合もあると承知しております。</p> <p>引き続き、誰もが学びやすい環境づくりを目指して取り組んでまいります。</p>
46	<p>高等教育は、時代や産業の要請に応える人材育成にとどまらず、学問の自由、批判的思考、民主主義、平和、人権、環境、福祉、文化を支える公共的な知の基盤として位置づけてほしい。また、県内大学等との連携にあたっては、広島県が抱える課題を批判的・実践的に学ぶ機会を充実させてほしい。</p>	<p>大学における人材育成については、産業界や社会ニーズへの対応に限定する趣旨ではなく、社会経済環境の変化等を踏まえつつ、それぞれの大学が持つ強みや特色を生かした教育研究を推進することにより、地域社会や国際社会で活躍できる多様な人材が育成されることを意図しています。</p> <p>また、県内大学等の学生が、多様な社会課題に触れ主体的に学ぶ機会の充実を含め、これからの社会で必要となる資質・能力を身に付けられるよう、県内大学等と連携して取り組んでまいります。</p>

項番	意見の内容	県の考え方・対応方針
47	生涯学習は、子供たちから高齢者まで誰もが学べるよう、環境整備してほしい。	生涯学習につきましては、社会教育施設等の整備に加え、地域の学びを支える人材の育成やネットワークの構築を進めるなど、「学びの場」の確保・充実に努めてきたところです。 引き続き、生涯にわたって学び続けることができるよう、環境整備に取り組んでまいります。
48	社会教育施設等において体験型イベントを行うなど、家族や地域の方が楽しめ、知らなかったことを知ることができる機会を創出してほしい。	社会教育施設等では、図書館において、見学ツアーやコンサートなどのイベントの実施、歴史博物館及び歴史民俗資料館において、県内の歴史文化資源を活用した体験型イベントの実施などに取り組んでいるところです。 引き続き、社会教育施設等における取組を進めてまいります。
49	スポーツ・文化は、単なる観るだけの対象や健康づくり、鑑賞機会に留めず、地域活性化、世代間交流、挑戦意欲の育成に繋がる視点を明確にすべきである。	スポーツ・文化については、地域の多彩なスポーツ資源を活用した地域づくりや、スポーツ・文化に親しむ環境づくりなどに取り組むこととしており、引き続き、「広島県スポーツ推進計画」や「広島県文化財保存活用大綱」などにに基づき、取組を進めてまいります。

※ 県民意見募集（パブリックコメント）でいただいた御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割して掲載しています。

なお、具体的に内容を判断できなかったものについては、掲載していません。